

「これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士会」設立趣意書

今、日本の司法は重大な危機に直面しています。

司法は、国民の法的紛争を解決すると共に、立法・行政の誤りを正し、弱者・少数者の人権を保障する重要な任務を担っています。そして弁護士は、依頼者に寄り添ってその権利を守ると共に、時として国家権力と対峙し、国民の人権を擁護する重大な使命を負っています。ところが今、さまざまな制度的矛盾によって、司法の担い手に豊かな人材が供給されないという深刻な事態が生じつつあります。とりわけ弁護士の状況は危機的です。

司法制度改革審議会の意見書（2001年）によって、「2018年には弁護士5万人、2010年には年間司法試験合格者3000人」という目標が需要予測もないまま立てられ、弁護士人口が急増しました。司法試験合格者数は2000人で頭打ちになったままですが、それでも新人弁護士の就職難は年々深刻となり、2013年12月の一斉登録時には、570人（30%）もの修習修了者が弁護士未登録となりました。

2004年に発足した法科大学院は、その修了が司法試験の受験要件とされ、司法試験の受験期間・回数制限なども加わって、司法試験はいつでも誰でも受験できる試験ではなくなってしまいました。

法科大学院は学費が高額であり、奨学金の支給を受けられたとしても基本的には貸与制です。加えて、司法修習生に対する給費制も廃止され、貸与制になりました。そのため、修習終了時に1000万円もの借金を負うことも珍しくなくなり、経済的事情から法曹になることを断念する人が増えています。弱者のために役に立つ弁護士になりたいと思う若者や、社会人経験を生かして弁護士の仕事をしたいと志す人が、法曹への道を断念せざるを得ない状況に追い込まれているのです。富裕層だけが法曹になっていくという状況が進行していますが、これを放置してよいのでしょうか。

また、司法修習期間が1年に短縮され、実務文書の起案や事実認定等の研修を集中的に受ける前期修習が廃止されるとともに、実務修習も期間の短縮によって希薄化しています。最近、3週間の導入修習がやっと実施される見込みになりましたが、十分ではありません。司法研修所の教官や実務修習の担当者からは、最近の修習生には法律の基礎的理解が不足している人が増えているといった指摘もなされています。そして、通常の勤務弁護士として就職することができず、最初から「軒弁」「即独」という形で仕事を始める弁護士や、いったんは勤務弁護士として就職ができて半年程度で独立しなければならなくなる弁護士等も増えており、事務所で先輩の指導を受けることが困難な状況が広がっています。こうした事情から、自信をもって実務に臨めない弁護士が増えています。さらには、新規登録後わずかな期間で登録抹消に追い込まれる弁護士も増えています。

また、弁護士の経済的環境が年を追うごとに厳しくなっているため、意欲があっても、収入につながらない人権擁護活動や弁護士会活動に参加することが難しい状況も広がっています。

このままでは、弁護士が国民の人権の守り手として、国民に役立ち信頼される存在であることが難しくなってしまいます。弁護士の危機は、弁護士の助けを必要とする国民にとっての危機に他なりません。

ところが、内閣府に置かれた法曹養成制度検討会議の2013年6月26日付「取りまとめ」は、司法試験合格者数の3000人は現実性を欠くとしながらも、具体的な減員の方向を提示しませんでした。そして、地方の弱小法科大学院は統廃合によって切り捨て、大都市の上位校だけを維持する考え方に立ち、法科大学院を経ずに司法試験の受験資格を得る予備試験については、制限することも含めて将来の検討にゆだねるとしました。

同年7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議が上記「取りまとめ」を全て追認したのを受けて、現在では、法曹養成制度改革推進会議を頂点とする新しい検討体制のもとで検討が続けられています。しかし、法曹人口問題に関しては、アンケート調査等を実施してから審議するので、2年間は現状維持が続くと言われています。そして、増えすぎた司法試験合格者の就職先を確保するために「法曹有資格者の活動領域の拡大」が問題にされていますが、司法修習を経ないで弁護士登録もしないまま就職して法律的業務に携わる人を弁護士と同一の範疇で扱う考え方には大きな問題があります。また、法科大学院問題については、検討会議の「取りまとめ」の方向が追認され、抜本的な改革は議論の俎上にも上っていません。予備試験を制限するべきだという意見も関係者から出されており、予断を許さない状況になっています。給費制に至っては完全に棚上げされ、貸与制を前提とした議論に終始する恐れがあります。

日弁連は、新しい検討体制の事務局を担う法曹養成制度改革推進室に2名の弁護士を常勤の参事官等として派遣しており、法曹養成制度改革推進顧問会議の座長代理は弁護士です。日弁連の果たすべき役割は極めて重要になっています。今こそ、日弁連に会員多数の声を届けて、日弁連が直面する司法の危機を打開するために大きな力を発揮できるようにするべき時です。

事態は一刻の猶予も許しません。私たちは、当面、次の緊急政策を実現することが重要であると考えます。

- (1) 司法試験の年間合格者数を速やかに1000人以下にする。
- (2) 法科大学院の修了を司法試験の受験要件から外すことも含め、現行法科大学院制度の抜本的見直しを行う。
- (3) 法科大学院の修了を司法試験の受験要件とする現行制度の下では、予備試験制度を尊重する。
- (4) 修習期間を延長し、前期修習を復活させるなど、司法修習を充実させる。
- (5) 司法修習生に対する給費制を復活する。

私たちは、上記5点の緊急政策の実現は、圧倒的多数の弁護士の声であり、また広く国民の支持を得られるものと確信しています。上記5点こそが、日弁連のとるべき政策・方針であると思います。私たちは、当面はこの緊急政策の実現をめざして日弁連や政治家等に働きかけていきます。そして、必要に応じて、司法のありかた全般についても考えていきたいと思っています。

弁護士が誇りをもって国民の権利・人権の守り手として働き、国民の信頼を得られる存在であり続けるために、力を合わせましょう。